

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「都要綱」という。）5条1項及び2項の規定に基づく愛の手帳の交付決定処分のうち、障害程度の区分認定に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、交付の日付を令和5年11月15日として行った愛の手帳の交付決定処分のうち、都要綱別表1「知的障害（愛の手帳）総合判定基準表」（別紙1。以下「総合判定基準表」という。）における障害程度の区分（以下「障害の度数」という。）を、総合判定4度と認定した部分（以下「本件処分」という。）について、より上位の度数への変更を求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のとおり主張し、障害の度数をより高い度数に変更することを求めている。

私見であるが、日々現実社会で請求人と関わってくださる方々の意見や地域の医師の考えと、認定基準にはとても大きな隔たりを感じる。

時代が変われば基準や認識も変化していて、実際、児童の数は減少しているにもかかわらず、支援学級は増加の一途である。時代変化にそぐわない旧態依然のシステムやマニュアルがあるとすれば当然変革すべきである。

行政こそが当事者達に寄り添い、希望の持てる社会を構築できるものと信じている。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年 6月 24日	諮問
令和 6年 10月 23日	審議（第93回第2部会）
令和 6年 11月 22日	審議（第94回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 要綱等の定め

- (1) 都要綱1条は、この要綱は、知的障害者、知的障害児（以下「知的障害者」と総称する。）の保護及び自立更生の援助を図るとともに、知的障害者に対する社会の理解と協力を深めるため、知的障害者に「愛の手帳」を交付し、もって知的障害者の福祉の増進に資することを目的とするとし、都要綱2条1項は、愛の手帳は、東京都内に住所又は居所を有する者で東京都児童相談所条例により設置した児童相談所又は東京都心身障害者福祉センター条例により設置した東京都心身障害者福祉センター（以下「心障センター」という。）において、知的障害と判定された者に対して交付するとしている。
- (2) 都要綱3条1項は、愛の手帳の交付を受けようとする知的障害者等は、愛の手帳交付申請書（以下「申請書」という。）に当該知的障害者の写真を添え、その者が18歳以上の場合には、心障センターを判定機関とし、判定機関の長を経由して、処分庁に申請しなければならないとしている。

同条4項及び4条は、申請書を受理した心障センター所長は、総合判定基準表（別紙1）及び当該知的障害者が18歳以上である場合は都要綱別表4「知的障害（愛の手帳）判定基準表（18歳以上 成人）」（別紙2。以下「個別判定基準表」という。）に基づいて判定

を行い、その結果に基づき判定書を作成し、申請書に判定書を添付して処分庁に進達しなければならないとしている。

- (3) 都要綱5条1項は、処分庁は申請書及び判定書により愛の手帳の交付の可否を決定するものとし、同条2項は、同条1項の規定により障害の度数1度から4度までに該当すると認めたときは、心障センター所長を経由して愛の手帳を交付するとしている。

なお、総合判定基準表は、障害の度数について、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「中度」と判定され、またプロフィールがおおむね「3」程度のものに該当するもの」を3度（中度）、「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね『4』程度のものに該当するもの」を「4度（軽度）」とするとしている。

- (4) 都要綱12条に基づいて定められた東京都愛の手帳交付要綱実施細目（昭和42年3月20日付42民児精発第58号。以下「実施細目」という。）の4・(2)は、知的障害の判定に係る知的障害の有無、障害の程度等については、医学的、心理学的、社会診断的見地から、最終的に総合判定に基づいて決定することとし、また、実施細目の4・(4)は、程度別総合判定を行うに当たっては、判定書に記載されたプロフィールを参考として行うものとしている。

2 請求人の知的障害に係る総合判定について

心障センター所長が作成した本件判定書等の記載内容を前提に、本件処分に違法又は不当な点がないかどうか、以下、検討する。

(1) 個別判定基準表によるプロフィール

心障センター所長は、請求人に対する面接等により得られた所見に基づき、おおむね下記アないしクのとおり判定していることが認められる。

ア 「知能測定値」について

鈴木ビネー知能検査による知能指数はIQ73であり、これは個別判定基準表における「4度」（知能指数及びそれに該当する指数がおおむね50～75）に相当する。

以上のことから、知能測定値は「4度」と判定されている。

イ 「知的能力」について「新聞」など小学校中学年程度までの漢字が読め、四則演算ができる。タブレットなどの電子機器を操作し、動画を視聴することができ、〇〇を使って簡単なやりとりができる。

以上のことから、4度（テレビ、新聞等のある程度日常生活に利用できる、給料等の処理ができる）と判定されている。

ウ 「職業能力」について

特別支援学校（高等部）を卒業後、就労継続支援型（B型）事業所に通所し、絵画等の制作活動を行っていたが、令和2年9月頃から別の就労継続支援型事業所（B型）に週3回徒歩で単独通所し、軽作業を行っている。日によって作業内容は異なるが、公園清掃や箱詰め等を行っている。また、前事業所にも月1回通っており、家で制作活動を継続している。

以上のことから、3度（助言等があれば、単純作業が可能）と判定されている。

エ 「社会性」について

通所先の事業所において、おおむね大きな問題なく過ごせている。また、単独で図書館を利用しており、職員のサポートを受けながらではあるが、図書の貸し借りなどの手続を行うことができおり、限られた環境下での対人関係であれば、一定のソーシャルスキルは持っている。医学判定においては、あくびをしたり、股間を搔くなど礼節が不十分となる様子も見られた。

以上のことから、4度（対人関係の理解及び集団的行動がおおむね可能。また、適当な援助のもとに、社会生活が可能）と3度（対人関係の理解及び集団的行動がある程度可能。また、適当な援助のもとに、限られた範囲での社会生活が可能）の中間と判定されている。

オ 「意思疎通」について

判定では、抽象的な質問に対しては「分かりません」と回答することが多かったが、現在の生活状況や身近なことについてはおおむね多語文で応じることができていた。

以上のことから、4度（日常会話（意思疎通）が可能。また簡単な文字を通した意思疎通が可能）と判定されている。

カ 「身体的健康」について

中学1年時にてんかんを発症し、最終発作は令和5年5月、現在も定期的な通院と抗てんかん薬の服用を続けている。直ちに生命にかかわるような状態にあるとはいえないが、周囲による見守りを必要としている状態であると考えられる。

以上のことから、3度（特別の注意が必要）と判定されている。
キ 「日常行動」について

通所先の事業所において他者から注意されたり怒られたりしたときに手が出ることもある。また、突発的な出来事に弱く、アニメーションで攻撃シーンなどを目撃すると興奮して他者を噛む、壁を殴るといった問題行動に至ることもある。しかし、自分から理由なく自傷や他害をすることはない。

以上のことから、3度（日常行動にたいした支障はないが、配慮が必要）と判定されている。

ク 「基本的生活」について

着脱は可能だが、服を選ぶのは苦手で請求人の母が準備している。入浴は一人で行うことができるが、夏場は2日に1回は母が洗う必要がある。手の爪切りは自分でできるが、足の爪切りは母が介助しており、日常生活の状況は、自立している部分と介助が必要な部分とがある。

以上のことから、4度（身辺生活の処理が可能）と3度（身辺生活の処理がおおむね可能）の中間と判定されている。

ケ 小括

以上のとおり、本件判定書のプロフィール欄は、全8項目のうち「3度」が3項目、「3度」から「4度」が2項目、「4度」が3項目とそれぞれ判定されている。

上記各項目における障害の程度の判定は、面接等により得られた所見に基づくものであって、各項目の判定結果は、個別判定基準表に照らして、心障センターにおける専門的見地からの判断として、合理性のあるものと認められる。

また、本件判定書のプロフィール欄には、「自閉特性により、3度にプロットされる項目もあるが、知能測定値は4度域であり、知的障害としては4度と判断。」と記載されている。

そうすると、本件判定書に記載されたプロフィールによる判定は、全体としては、4度程度と判断するのが相当である。

(2) 医学的所見、心理学的所見及び社会診断所見

医学的所見欄には「軽度知的障害 自閉症スペクトラム症」と、心理学的所見欄には「CA25 MA11:8 IQ73 R5.10.26 検査実施 鈴木ビネー改定版」と、社会的診断所見欄には「自閉

特性が強く、突発的な出来事で、興奮、自傷、他害等の問題行動に至ることがあり、父母の負担は大きい。福祉サービスの利用等、本人の特性に合わせた支援が必要である。」と、愛の手帳の程度認定欄には「４度（軽度）」とそれぞれ記載されている。

(3) 総合判定

上記(1)及び(2)の記載内容を総合して判定すると、請求人の障害の程度は、総合判定基準表（別紙１）における「各種の診断の結果、知的障害の程度が処遇上「軽度」と判定され、またプロフィールがおおむね「４」程度のものに該当するもの」に該当するものとして、障害の度数は総合判定４度（軽度）であると判定するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点があるとは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、第３のことから、本件処分が違法又は不当であると主張している。

しかし、上記１・(1)のとおり、愛の手帳は知的障害者の保護及び自立更生の援助を図るため、知的障害者に交付するものであり、同(2)及び(3)のとおり、愛の手帳における障害の程度の認定は、申請書及び判定書の内容を総合的に判定して決定されるものと解すべきであるところ、本件申請書及び本件判定書によれば、請求人の障害の程度は、総合判定基準表及び個別判定基準表に照らして「４度」と判定するのが相当であることは、上記２のとおりであるから、請求人の主張をもって本件処分が違法又は不当なものであるということはできない。

4 上記以外の違法性又は不当性の検討について

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、筑紫圭一、中村知己

別紙１及び別紙２（略）